

# 大学機関別認証評価に関する Q & A

平成 17 年 1 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



# 目 次

## 大学機関別認証評価実施大綱について

### 評価の目的

- Q 1 認証評価とは、認証評価機関が大学を認証することか。・・・ 1
- Q 2 公立大学や私立大学が、機構の実施する認証評価を受けることは可能か。・・・ 1
- Q 3 学年進行中の大学も評価の対象となるのか。・・・ 1
- Q 4 機構の認証評価の目的の一つである「大学の教育研究活動等の質を保証する」とは、各大学に適した「質」を保証するという意味なのか。また、国際的な大学の質保証という観点からも「質」の表す意味について確認したい。・・・ 1

### 評価の基本的な方針

- Q 5 認証評価機関として機構が実施する認証評価の方針を示されたい。・・・ 1
- Q 6 基本的な方針の一つである「大学評価基準に基づく評価」では、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を行うとしているが、大半の大学は、11の基準全てを「満たしている」という評価結果になるのではないか。・・・ 2
- Q 7 ピア・レビューを中心とした評価（各分野における専門家の評価）で、大学の独自性を活かした評価を保証できるのか。・・・ 2
- Q 8 機構の評価で各大学の特色（単科大学や小規模大学の特性等）を活かすことができるのか。・・・ 2
- Q 9 短期大学機関別認証評価との相違点はあるのか。・・・ 3

### 評価の実施体制等

- Q 10 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会はどのような構成になるのか。・・・ 3
- Q 11 評価担当者に対する研修（評価能力向上のためのプログラム）の内容について確認したい。・・・ 3

### 評価の実施方法等

- Q 12 書面調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。・・・ 3
- Q 13 認証評価において、各大学が作成する自己評価書は、どの程度の意義と位置付けが与えられるのか。・・・ 4
- Q 14 大学における自己評価について、「必要に応じて学部・研究科等ごとに大学の教育活動等の状況を分析」と記載されているが、具体的にどのようなことが想定されるのか。・・・ 4
- Q 15 各大学が作成する自己評価書の内容について、試行的評価と同様の密度が求められるとすれば、自己評価書は膨大な分量になると予想されるが、大学の評価作業の負担を軽減するためにどのような方法を考えているのか。・・・ 4
- Q 16 訪問調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。・・・ 4
- Q 17 評価方法に記載されている「書面調査では確認できない事項等」とは、具体的にどのような事項を想定しているのか。また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で調査・収集することを想定しているのか。・・・ 4
- Q 18 大学評価基準について、大学が認証評価を受けることを義務付けられている7年間（一周期）のうちで変更されることはないのか。・・・ 5

## 評価のスケジュール

- Q19 評価の申請が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。・・・ 5
- Q20 機構が行う説明会及び大学の自己評価担当者等に対する研修は、評価の申請をしない大学も参加可能か。・・・ 5
- Q21 大学の自己評価担当者等に対する研修には、どのような役職の者が出席すればよいか。・・・ 5
- Q22 評価結果の通知（1月末）から意見の申立ての手続き（2月）まで1ヶ月程度だが、期間が短いのではないか。・・・ 5
- Q23 追評価を受けた大学が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度から5年目以降の年度に申請することになるのか。・・・ 6

## 評価の結果と公表

- Q24 評価結果の公表の際は、大学評価基準を満たしているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。また、評価結果の全文がそのまま公表されるのか。・・・ 6
- Q25 大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価結果で「基準を満たしていない大学」として社会に公表されるのか。・・・ 6
- Q26 民間会社によるランク付けのような形で公表をするのか。・・・ 6
- Q27 評価結果の責任の所在はどこにあるのか。・・・ 6

## 情報公開

- Q28 大学機関別認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。・・・ 6

## 評価費用の徴収

- Q29 評価費用の金額について教えてほしい。・・・ 7
- Q30 追評価を受ける場合に、評価費用は必要になるのか。必要な場合には金額はどのくらいになるのか。・・・ 7
- Q31 平成18年度以降に評価を受ける場合、評価費用の支払いの期限はいつまでか。・・・ 7

## 追評価

- Q32 大学評価基準を満たしていないと判断された場合の追評価で、再度全ての基準について評価を受けることになるのか。・・・ 7
- Q33 追評価はどのような手続きで行うのか。・・・ 7

## 変更の届け出

- Q34 「大学評価基準を満たした大学が、その教育研究活動等の内容について大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出る」と記載されているが、この「別に定める」内容とはどのようなものか。また、変更の届け出をする必要があるのか。（各大学は、独自に教育課程・教員組織を編成・変更できるものと理解しており、この全体の流れに反するものであってはならないと考える。）・・・ 8

## 大学評価基準について

## はじめに（大学評価基準の性質）

- Q35 機構の機関別認証評価における大学の「自己評価」を学校教育法第69条の3第1項に定められている「自己点検及び評価」と兼ねるものとして実施してよいか。・・・ 9

|                                                                                                                                                        |        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| Q36 各基準の評価では試行的評価のような 5 段階等の評定が行われるのか。                                                                                                                 | ・ ・ 9  |
| Q37 11 の基準が一つでも満たされない場合、機構から指導等があるのか。                                                                                                                  | ・ ・ 9  |
| Q38 一部の学部の教員数が大学設置基準割れの場合は、大学全体として大学評価基準を満たしていないと判断されることになるのか。また、大学評価基準を満たしていないと判断された事項の中に大学設置・学校法人審議会によって承認された事項が含まれている場合、事後評価と事前審査の違いはあるが、どのようになるのか。 | ・ ・ 9  |
| Q39 基本的な観点において、「適切」や「必要」等のあいまいな表現が使われているが、どのような水準に達していれば、「適切」や「必要」と判断できるのか。                                                                            | ・ ・ 10 |
| Q40 附属病院や附属学校に係る評価基準が示されていないが、評価の対象に含まれないのか。                                                                                                           | ・ ・ 10 |
| Q41 研究活動の評価を必須の基準ではなく選択的評価基準としたのは何故か。また、大学の中には、大学院大学として先端的な研究にかなりの労力を割く大学があると考えられるが、機構の評価は研究活動が軽視されているのではないか。                                          | ・ ・ 10 |
| Q42 国際連携や社会貢献も大学における重要な活動の一つと考えるが、機構では評価を行わないのか。                                                                                                       | ・ ・ 11 |

## 基準 1 大学の目的

|                                                                                                |        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| Q43 「大学の目的」について、大学の理念などの抽象的な表現のみで、必ずしも教育研究活動の目的として明文化されていない場合、今回の評価制度導入を契機に、改めて目的を作成する必要があるのか。 | ・ ・ 11 |
| Q44 「大学の目的」とは、国立大学法人の中期目標を指すのか。それとも、規則や建学の精神で表現されているものを指すのか。                                   | ・ ・ 11 |
| Q45 基本的な観点 1-1- に係る自己評価の際には、大学が当該目的を求めている理由や趣旨を記述するのか。もしくは、明確に定めていることについて記述するのか。               | ・ ・ 11 |

## 基準 3 教員及び教育支援者

|                                                                                                                    |        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| Q46 趣旨に記載されている「教員組織編成の基本的な方針」とは、大学設置基準等のことを指すのか。または、各大学で方針を策定すべきことなのか。                                             | ・ ・ 12 |
| Q47 基本的な観点 3-1- , 3-2- について、学部等の性格により判断方法が異なってもよいのか。（全学で統一した判断方法若しくは全学と学部等の並列も考えられるか。）                             | ・ ・ 12 |
| Q48 基本的な観点 3-2- に関して、「教員人事」について、研究中心で採用及び昇格等が行われている大学がある場合に、今後は教育に関する項目を十分配慮して採用及び昇格等を行う必要があるということを示唆するものと考えてよいのか。 | ・ ・ 12 |
| Q49 基準 3-3 に記載されている「研究活動」とは、具体的に何を想定しているのか。                                                                        | ・ ・ 12 |

## 基準 5 教育内容及び方法

|                                                                                                    |        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| Q50 教育課程は各学部、各研究科ごとに分析するのか。                                                                        | ・ ・ 13 |
| Q51 基本的な観点 5-1- に記載されている授業科目の適切な配置とは、教養教育と専門教育の科目区分を設けなければならないということなのか。                            | ・ ・ 13 |
| Q52 別科及び専攻科を設置している場合については、学士課程及び大学院課程の基準に準じてそれぞれ評価することとされているが、学士課程及び大学院課程のところでそれぞれ自己評価書に記述すればよいのか。 | ・ ・ 13 |

## 基準 8 施設・設備

|                                                         |        |
|---------------------------------------------------------|--------|
| Q53 施設等の財政を伴う基準において、「基準を満たしていない」と判断された場合の大学側の対応はどうするのか。 | ・ ・ 13 |
|---------------------------------------------------------|--------|

## 基準 10 財務

- Q54 今後、財政規模の縮小や学生数の減少に伴い、基準 10 を満たしがたい大学が増加すること  
も予想されるが、機構はどのような評価を考えているのか。（具体的な改善策を示唆されるの  
か。）・・・14
- Q55 基本的な観点 10-3- において、財務に対する適正な会計監査等とは、具体的にどのよう  
なことを考えているのか。また、将来は大学の財務格付けのようなものが基準に取り入れられ  
る可能性はあるのか。・・・14
- Q56 国立大学法人の会計基準と私立大学の学校法人会計基準に違いがあるが、それぞれの会計基  
準に照らして評価が行われるのか。・・・14
- Q57 大学の長年の姿勢により、消費収支の累積消費収支差額等は全く様相を異にする。財務三表  
と教育との関係は、どのように評価していくのか。また、具体的な評価基準の目安として、財  
務比率（消費支出比率、人件費比率等）の数値目標の設定を考えているのか。・・・14
- Q58 基本的な観点 10-2- でいう「関係者」の範囲については、大学で判断して良いか。・・・14
- Q59 例えば、公立大学が法人化した場合、財務については少なくとも 1 事業年度が経過しないと  
1 年間の財務の結果が分からないので、法人として 1 年を経過しないと評価を受けることは出  
来ないのではないか。・・・15
- Q60 消費支出や貸借対照表を学校法人全体で 1 つにまとめて管理している場合、学校法人として  
の数字を示すことでよいのか。・・・15
- Q61 財務については、大学によって状況や根拠となる資料が大幅に異なることが想定されるが、  
各大学の実績に応じて自己評価することで差し支えないか。（複式簿記によらない方法で、会  
計処理を行っている場合、どのように評価されるのか。）・・・15

## 基準 11 管理運営

- Q62 基本的な観点 11-1- において、研究重点型大学と教育重点型大学では、管理運営の性格  
が異なるものと想定されるが、評価では、このような差異をどのように考えているのか。・・・15
- Q63 基本的な観点 11-1- において、監事が置かれていない場合には、「該当なし」と記述す  
ることでよいのか。・・・15
- Q64 基準 11-2 に記載されている「管理運営に関する方針」とは、学則や大学の管理運営規則  
とは別に各大学で方針を策定すべきことなのか。・・・16

## 選択的評価基準 研究目的の達成状況

- Q65 選択的評価基準「研究目的の達成状況」については、評価を実施する場合の人的資源、総経  
費をどのように推計しているのか。また、それによる効果はどの程度であると考えるか。・・・16
- Q66 選択的評価基準では、「各大学が有する目的の達成状況等について評価」と記載されている  
が、目的を高く設定し、達成状況が低い大学と、目的を低く設定し、達成状況が高い大学では、  
どちらにおいて評価結果が高いと考えられるのか。・・・16

## 自己評価実施要項について

### 自己評価全般について

- Q67 評価の申請を行った大学が、自己評価書提出期限より前に、機構に自己評価書を仮提出し、  
内容を確認してもらうことは可能か。・・・17
- Q68 試行的評価と同様に、大学における自己評価で、観点ごとの取組状況が確認できる根拠資  
料・データに基づいて自由記述式に自己評価を行うことを考えているのか。（自己評価書のイ  
メージは事前に示されるのか。）・・・17

## 目的の記載について

- Q69 「大学の目的」について、大学の理念等の抽象的な内容のみで、必ずしも大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果として明文化されていない場合、評価を行うことは可能か。・・・17
- Q70 目的の内容が不明確な場合に、機構から自己評価書の再提出を求められることはあるのか。・・・18
- Q71 目的が、どの基準に対応しているのかを、「目的」の頁にカッコ書き等で明記する必要があるのか。・・・18
- Q72 目的は、どのくらい具体的に書けばよいのか。・・・18
- Q73 選択的評価基準を希望した場合、「目的」はどのように記載するのか。全体として目的を記載し、選択的評価基準に係る目的を再掲するのか。それとも、全体として記載した目的と重複がないように記載する必要があるのか。・・・18

## 観点ごとの分析について

- Q74 「基本的な観点」については、必ず全て分析しなければならないのか。・・・18
- Q75 2つ以上の基本的な観点をまとめて自己評価書に記述してもよいのか。また、1つの観点を2つ以上に分けて自己評価書に記述してもよいのか。（観点の内容を網羅していれば、観点の番号ごとに記述しなくてもよいのか）・・・19
- Q76 『一部に「問題がある」と分析された観点があったとしても、これが直ちに当該基準を満たしていないとの判断に結び付くわけではありません』と記述されているが、基準を満たしていないとの判断に直結する基本的な観点はないのか。ある場合、それがどれなのか機構から予め示す予定は無いのか。・・・19
- Q77 別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等例」にある資料は、必ず全部提出するのか。・・・19
- Q78 「具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行う」とあるが、該当する場合、具体的な目標や計画は「観点到係る状況」に記述すればよいのか。また、それが数値目標である場合、その目標が達成されているかどうか、基準を満たしているかどうかの判断に影響することはあるのか。・・・19
- Q79 「～基本的な観点的状況の分析の補充を求めることがあります。」とあるが、いつ、どのような方法で求める予定なのか。・・・20
- Q80 大学が、学部等ごとの分析を必要とした場合に、それをどのような方法で大学全体の分析に結び付けることが想定されるのか。また、学部等ごとに分析を行った場合は、それを全て自己評価書に記述するのか、もしくは、大学全体としての記述のみを自己評価書に記述するのか。・・・20
- Q81 自己評価における教育研究活動の分析の際、個々の教員がどのような取組を行っているかについて、どの程度まで細かく記載することが望まれるのか。・・・20
- Q82 観点到係る状況について、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況について分析することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか。（これまでの経緯等について、いつまでさかのぼることができるのか。）  
また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。・・・20
- Q83 観点到ごとの「分析結果とその根拠理由」を記述するに当たって、「分析結果」はどのような表現を用いればよいのか。また、「分析結果」と「その根拠理由」は別々に記述するのか、もしくは一文にまとめて記述するのか。・・・21

Q84 「観点の性格・内容により，学部ごと・研究科ごと等の状況の分析が必要な場合は，それらの分析を踏まえて行ってください」とあるが，「分析を踏まえる」とはどういうことか。課程別に分析が必要な場合と同様，「観点に係る状況」「分析結果とその根拠理由」を記述する必要があるのか。・・・21

また，大学の判断で，学部ごと等の状況の分析を行わなかった場合に，「基本的な観点に係る状況の分析が不十分」だということになり，不足分として学部ごと等の分析を求められることはあるのか。

Q85 基準5「教育内容及び方法」以外の基準における課程別に分析が必要な観点とはどれか。・・・21

Q86 取組や活動によっては，根拠資料・データが不十分な場合も考えられるが，機構はどの程度のものを想定しているのか。また，不十分だった場合の対応はどのようにすればよいのか。・・・21

Q87 自己評価を行った取組や活動全てが，機構において評価され，評価報告書に掲載されるのか。・・・22

### 選択的評価基準

Q88 選択的評価基準では，目的の達成状況等について自己評価することとしているが，具体的に観点ごとの分析はどのように行えばよいのか。・・・22

Q89 選択的評価基準における目的の達成状況の判断を導いた根拠・理由を，自己評価書に記述する必要はないのか。・・・22

### 自己評価の概要

Q90 自己評価書の「概要」には，当該基準全体に係る自己評価の概要を記述することとしているが，具体的にはどのようなことを記述すればよいのか。全ての観点に係る状況を要約して記述すればよいのか。・・・23

Q91 自己評価書の「概要」には，資料・データ等を記載してもよい。また，その場合字数制限には含まれないことでよい。・・・23

### 現況

Q92 「現況」の学生数及び教員数は学部・研究科ごとに記述するのか。・・・23

### 様式等

Q93 「大学の規模によって字数制限を超えることも想定されますので，その場合には，別途機構に相談」と記載してあるが，相談すると字数制限が緩和されるのか。・・・23

### 資料・データ等

Q94 根拠となる資料・データ等は字数制限外となっているので，かなり多くの資料を添付してもかまわないのか。・・・24

Q95 根拠となる資料・データ等を，自己評価書への記載にするか，訪問調査時の確認資料とするかは，大学が判断してよい。・・・24

Q96 自己評価書の電子媒体を提出する際，根拠となる資料・データ等も全て記載することになると考えられるが，紙媒体でしか存在しない資料等はスキャンで電子媒体に貼り付けることでよい。・・・24

Q97 自己評価書において，同じ根拠資料を添付する箇所が複数になる場合には，どのように添付するべきか。・・・24

## 評価実施手引書について

- Q 98 基準の判断について、大学自身が満たしていないと認識し、そのように自己評価した場合は、  
機構においても満たしていないと判断されるのか。・・・ 2 5
- Q 99 観点ごとの分析・判断において、根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明  
瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」になる  
ことであるが、判断保留も含めて「基準を満たしている」、「満たしていない」の判断がな  
されるのか。・・・ 2 5

## 訪問調査実施要項について

- Q 100 訪問調査のスケジュール例が掲載されているが、大学の規模や状況に応じて、参加者、日数、  
及び回数が異なることになるのか。・・・ 2 6
- Q 101 訪問調査における学生、卒業（修了）生との面談について、人数はどのくらいを想定してい  
るのか。・・・ 2 6
- Q 102 卒業（修了）生との面談は、アンケートで対応することは出来ないのか。・・・ 2 6
- Q 103 訪問調査における、卒業（修了）生との面談時の旅費は、試行的評価と同様に機構側で負担  
してもらえるのか。・・・ 2 6

## その他

### スケジュール

- Q 104 機構の認証評価を受けようとする大学は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるの  
か。・・・ 2 7

### データベース

- Q 105 機構で構築を検討している大学情報データベースと各大学が個別に準備する根拠資料・デー  
タとの関係はどのようになるのか。・・・ 2 7

### 国立大学法人評価との関係

- Q 106 国立大学法人評価と大学機関別認証評価とは、どのような関係になるのか。・・・ 2 7

### その他

- Q 107 JABEE 等の専門教育プログラム評価への取組や結果と機構における評価とは、どのように  
結び付いてくるのか。・・・ 2 8
- Q 108 法科大学院以外の専門職大学院に係る評価については、検討が行われているのか。・・・ 2 8
- Q 109 評価の検証はいつ行われるのか。（評価の検証をもとに、新たに評価システムの構築を行う  
のが通常と思われる。）・・・ 2 8



## 大学機関別認証評価実施大綱について

### 評価の目的

#### Q 1 認証評価とは、認証評価機関が大学を認証することか。

- A 認証評価とは、学校教育法第69条の3第2項に規定されているとおり、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を意味します。認証評価機関が大学を認証するという意味ではありません。

#### Q 2 公立大学や私立大学が、機構の実施する認証評価を受けることは可能か。

- A 全ての国・公・私立大学が機構の認証評価を受けることができます。

#### Q 3 学年進行中の大学も評価の対象となるのか。

- A 学年進行中の大学については、卒業生が出ていないため基準6「教育の成果」の評価が困難であることから、評価の申請を受付けないこととしています。

また、学年進行中の学部等を持つ大学から評価の申請があった場合には、当該学部等も含め評価が可能な観点について実施することとしています。（当該学部等に係る評価が実施できない場合には、評価結果の公表の際に、評価対象外である箇所が分かるようにします。）

#### Q 4 機構の認証評価の目的の一つである「大学の教育研究活動等の質を保証する」とは、各大学に適した「質」を保証するという意味なのか。国際的な大学の質保証という観点からも「質」の表す意味について確認したい。

- A 機構の認証評価の目的の一つである「大学の教育研究活動等の質の保証」は、大学評価機関としての立場から機構が独自に設定する大学評価基準（各大学において満たしていることが必要と考える内容を規定したもの）について、大学がこれを満たしているかどうかを評価し、このことを通じて、各大学の教育研究活動等の質を保証するものです。

各大学の質は、各大学の目的に依拠するものであるため、評価に当たっては、教育研究活動等に関して各大学の有する目的を踏まえて行います。大学評価基準は大学設置基準に適合していることが求められているため、国が定める大学設置基準の内容を包含するとともに、大学評価基準及び認証評価の手続きは、国際的な大学の質の保証という観点から、諸外国の評価機関における評価基準等の内容も参考にしています。

### 評価の基本的な方針

#### Q 5 認証評価機関として機構が実施する認証評価の方針を示されたい。

- A 機構の認証評価は、以下の6つの基本的な方針に基づいて実施します。
- (1) 大学評価基準に基づく評価
  - (2) 教育活動を中心とした評価
  - (3) 各大学の個性の伸長に資する評価

- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価

なお、詳しくは大学機関別認証評価実施大綱の「評価の基本的な方針」（１ページ）を御覧ください。

---

**Q 6** 基本的な方針の一つである「大学評価基準に基づく評価」では、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を行うとしているが、大半の大学は、11 の基準全てを「満たしている」という評価結果になるのではないか。

---

A 機構の認証評価は、国際的な大学の質保証の観点から、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することができるよう実施するものです。認証評価は平成16年度から始まるもので、評価結果を予め予想することは難しい面もありますが、大学評価基準が「機構が大学として満たすことが必要と考える内容」を規定したものであることから考えれば、全ての基準を満たしていると判断されることが、大学に求められる責務であると考えています。

---

**Q 7** ピア・レビューを中心とした評価（各分野における専門家の評価）で、大学の独自性を活かした評価を保証できるのか。

---

A 機構の認証評価では、各大学の個性の伸長に資する評価となるよう、教育研究活動等に関して各大学が有する目的を踏まえ、書面調査及び訪問調査によって各大学の教育活動等の状況を十分に把握した上で判断を行います。このため、大学評価基準の設定においても、各大学の目的や独自性を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。さらに、大学が高度な専門的知識に基づき運営されている組織であること、各大学の教育分野やその状況が多様であることなどを考慮し、大学の教員及びそれ以外の者で大学の教育研究活動等に高い識見を有する者によって評価を実施します（必ずしも分野ごとの専門家だけとは限りません。）。

また、機構としては、評価を実施する前に評価担当者に対して研修を行い、この評価の趣旨を十分理解していただくことによって、各大学の個性の伸長に資する評価が実施できるようにいたします。

---

**Q 8** 機構の評価で各大学の特色（単科大学や小規模大学の特性等）を活かすことができるのか。

---

A 機構の評価は、各大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、各大学の目的を踏まえて実施することとしており、各基準、観点においてもその点を配慮しています。

また、評価の実施体制としても、教育研究活動等を適切に評価するため、大学の教育研究活動に識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

さらに、評価結果を公表する際には、基準を満たしているかどうかだけでなく、優れた点、改善を要する点も指摘します。

このように、機構としては、各大学の特徴を踏まえた、個々の大学の特色（個性）を活かす評価が実施できるものと考えていますので、単科大学や小規模大学においては、特に各大学の目的に特性を明確に示すことによって、その特性が評価に反映されるものと考えています。

---

**Q 9 短期大学機関別認証評価との相違点はあるのか。**

---

- A 大学機関別認証評価と短期大学機関別認証評価は、原則として同じ考え方によって実施することとしているため、大学、短期大学それぞれの大綱や評価基準は基本的には同じ構成になっています。
- ただし、大学には大学院を置くことができること、大学では卒業（修了）者に学位を授与するが、短期大学では卒業者は準学士と称することができること、などの違いがあることから、評価基準に若干の違いがあります。
- また、評価基準については大学の基準 1～3、5 に大学院に係る基本的な観点が、短期大学の基準 2、5 に専攻科に係る基本的な観点が立てられていること、大学の基準 3、9 に T A 等の教育補助者に係る文言が入っていること、基準 5 に授与される学位に係る文言が入っていること、などが主な相違点です。

**評価の実施体制等**

---

**Q 10 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会はどのような構成になるのか。**

---

- A 機構の認証評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会の下に、具体的な評価を実施するための評価部会を編成します。評価部会には、各大学の教育分野や状況の多様さを勘案し、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家、有識者及び管理運営や財務関係についての専門性がある者を評価担当者として配置します。評価担当者は、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、その中から機構の運営委員会等の議を経て決定します。

---

**Q 11 評価担当者に対する研修（評価能力向上のためのプログラム）の内容について確認したい。**

---

- A 研修は、認証評価の意義と目的、書面調査、訪問調査等の実施方法等について、評価担当者間の共通理解と能力の向上を図り、円滑な評価の実施に資することを目的としています。
- 研修内容としては、機構の評価の意義、目的、方法等の説明や評価の一連のシミュレーション等を実施する予定です。

**評価の実施方法等**

---

**Q 12 書面調査の実施内容・方法はどのようなになっているのか。**

---

- A 書面調査は、対象大学から提出された自己評価書及びその根拠となる資料・データ等（機構が独自に調査・収集した資料・データ等を含む。）を、十分な研修を行った評価担当者が調査・分析します。書面調査では、観点ごとの分析と、その結果を基にした基準ごとの判断、そして、優れた点及び改善を要する点の抽出を行います。これらの書面調査は、評価担当者が各自で分析・整理した上で、評価部会において部会としての分析を行い、最終的に、大学機関別認証評価委員会が、書面調査段階における分析及び評価の結果を作成します。

---

**Q 1 3** 認証評価において、各大学が作成する自己評価書は、どの程度の意義と位置付けが与えられるのか。

---

A 機構の認証評価は、大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的に行うものです。このような見地から、評価を実効あるものとして実現していくためにも、また透明性と公正性を確保しつつ評価を行うためにも、大学が自ら行う評価は極めて重要な過程と考えています。

書面調査は、各大学が作成する自己評価書の分析を中心として第三者の立場から行いますので、各大学におかれては、そのことを十分に踏まえ、適切な自己評価書を作成していただくことが必要と考えます。

---

**Q 1 4** 大学における自己評価について、「必要に応じて学部・研究科等ごとに大学の教育活動等の状況を分析」と記載されているが、具体的にどのようなことが想定されるのか。

---

A 大学における自己評価では、学部・研究科等ごとに独自の活動や取組が行われている場合や、学部・研究科等の活動や取組の分析を通じて大学全体の状況を把握する必要がある場合等に、学部・研究科等ごとに分析、整理を行った上で、最終的に大学全体として総合判断を行うことが想定されます。

---

**Q 1 5** 各大学が作成する自己評価書の内容について、試行的評価と同様の密度が求められるとすれば、自己評価書は膨大な分量になると予想されるが、大学の評価作業の負担を軽減するためにどのような方法を考えているのか。

---

A 試行的評価の経験を踏まえ、基準及び基本的な観点の精選を図ったところですが、各大学の評価作業における一層の負担軽減策については、今後さらに検討していきます。

---

**Q 1 6** 訪問調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。

---

A 訪問調査は、評価担当者が書面調査では確認できない事項等を中心にして対象大学の状況を調査するとともに、その調査結果を対象大学に伝え、対象大学の状況等に関して対象大学との共通理解を図ることを目的として実施するものです。具体的には、根拠となる資料・データ等の補完的収集、大学の責任者、一般教員、学生、卒業生等との面談、教育現場の視察等を行い、最終日にその時点での調査結果をお伝えし、それに対する意見を伺います。

---

**Q 1 7** 評価方法に記載されている「書面調査では確認できない事項等」とは、具体的にどのような事項を想定しているのか。また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で調査・収集することを想定しているのか。

---

A 書面調査では確認できない事項等とは、機構において自己評価書だけでは観点の分析ができない場合に確認する事項及び資料・データ等や、実際に大学に行かなければ確認できない事項（教育現場の視察や学習環境の状況調査）を指しています。

また、機構が独自に調査・収集する資料・データ等とは、機構が評価を実施する上で、大学における自己評価で根拠とされた資料・データでは不足する場合に、追加提出を求める形で調査・収集する資料・データのほか、ホームページや刊行物等の既に公表されている資料等から収集するデータ等を指しています。

---

**Q 1 8** 大学評価基準について、大学が認証評価を受けることを義務付けられている 7 年間（一周期）のうちで変更されることはないのか。

---

A 大学評価基準も含めて大学評価の手法等は、常に改善していく必要があると考えておりますが、原則として、一周期の間に大学評価基準等を大幅に変更することは考えておりません。

なお、大学評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、大学機関別認証評価委員会において審議し、決定します。また、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするときは、文部科学大臣に届け出た後に、変更した事項について、それが明らかになる形で社会に公表します。

## 評価のスケジュール

---

**Q 1 9** 評価の申請が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。

---

A 機構では、大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該大学の評価を実施することとしています。そのため、原則として各大学の実施希望年度に評価を実施することとして、様々な場合を想定した評価の実施体制について現在検討を行っています。

---

**Q 2 0** 機構が行う説明会及び大学の自己評価担当者等に対する研修は、評価の申請をしない大学も参加可能か。

---

A 機構が行う機関別認証評価に関する説明会については、全ての国・公・私立大学を対象として実施します。

また、大学の自己評価担当者等に対する研修については、原則として、機構に評価の申請を行った大学を対象として実施する予定ですが、機構に評価の申請を行っていない大学についても、希望があれば活用していただけるようにしたいと考えています。

---

**Q 2 1** 大学の自己評価担当者等に対する研修には、どのような役職の者が出席すればよいか。

---

A 自己評価担当者等に対する研修では、自己評価書の作成等に関して説明を行う予定です。そのため、研修の内容が自己評価書の作成に反映されるよう、参加者には自己評価業務を統括する方や、自己評価書の執筆を行う方等を想定しています。上記の研修の目的に鑑み、参加者の選定に関しては、各大学の判断で最もふさわしい方を選んでください。

---

**Q 2 2** 評価結果の通知（1 月末）から意見の申立ての手続き（2 月）まで 1 ヶ月程度だが、期間が短いのではないか。

---

A 評価全体のスケジュールの中では、評価結果の通知から意見の申立ての手続きまでの期間は 1 ヶ月程度となっておりますが、これまでの試行的評価の経験から問題はないと考えています。

---

**Q 2 3** 追評価を受けた大学が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度から5年目以降の年度に申請することになるのか。

---

A 追評価を受けた大学が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度からではなく、追評価を受けることとなった評価の実施年度から5年目以降の年度に申請することになります。

## 評価の結果と公表

---

**Q 2 4** 評価結果の公表の際は、大学評価基準を満たしているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。また、評価結果の全文がそのまま公表されるのか。

---

A 機構における評価では、大学評価基準を満たしているかどうかの判断のほか、その判断に至った根拠・理由、及び各大学の優れた点、改善を要する点を指摘し、それらを評価結果としてまとめます。評価結果は意見の申立ての手続きを経た後、評価報告書として各大学へ通知するとともに、その内容を公表します。

なお、その内容及び構成については、「自己評価実施要項」及び「評価実施手引書」に掲載しておりますので、ご参照ください。

---

**Q 2 5** 大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価結果で「基準を満たしていない大学」として社会に公表されるのか。

---

A 一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。なお、大学からの申請に応じて、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を行い、当該基準を満たしていると判断した場合には、先の評価と併せて大学全体として大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を公表します。

---

**Q 2 6** 民間会社によるランク付けのような形で公表をするのか。

---

A 機構の認証評価は、あくまでも各大学の目的を踏まえて、基準を満たしているかどうかの判断を行いますので、評価を受けた大学を順位付けするような形で公表はいたしません。

---

**Q 2 7** 評価結果の責任の所在はどこにあるのか。

---

A 評価結果は、大学における教育研究活動等の改善に役立てられているとともに、広く社会に公表されるものであることから、機構としては、評価のプロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保するために、意見の申立ての手続きを経て評価結果を確定し、評価報告書として機構が責任を持って公表します。

## 情報公開

---

**Q 2 8** 大学機関別認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。

---

A 会議資料は、原則として公開しますが、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等に混乱を生じさせるおそれがある

ると判断される場合については、この限りではありません。

また、議事録についてもウェブサイトに掲載することにより公開しますが、評価対象大学の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等に混乱を生じさせるおそれのある部分については、この限りではありません。

## 評価費用の徴収

---

### Q 2 9 評価費用の金額について教えてほしい。

---

- A 評価費用については、概算要求時における手数料予定額を実施大綱に掲載していますが、政府予算案において次の金額となりました。なお、確定は政府予算決定後になります。  
(平成17年度政府予算案：基本費用 200 万円 + 30 万円 × 学部数 + 20 万円 × 研究科数)

---

### Q 3 0 追評価を受ける場合に、評価費用は必要になるのか。必要な場合には金額はどのくらいになるのか。

---

- A 追評価を受ける場合にも評価手数料を支払っていただく予定としていますが、詳細については現在検討を行っています。

---

### Q 3 1 平成18年度以降に評価を受ける場合、評価費用の支払いの期限はいつまでか。

---

- A 平成18年度以降に実施する認証評価に関して、機構は各大学から評価実施年度の前年度の9月に申請を受付け、評価実施年度の4月末日までに対象大学に対して請求書を送付します。これを受け、対象大学は6月末までに評価手数料を支払っていただくことになります。

## 追評価

---

### Q 3 2 大学評価基準を満たしていないと判断された場合の追評価で、再度全ての基準について評価を受けることになるのか。

---

- A 大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。  
なお、機構の認証評価を受けるかどうかは、あくまでも各大学の判断であり、これは追評価に関しても同様です。大学評価基準を満たしていないとの判断を受けたからといって、追評価を受ける義務が生じるわけではありません。

---

### Q 3 3 追評価はどのような手続きで行うのか。

---

- A 追評価の具体的な手続き及びスケジュールの詳細については、現在検討中です。

## 変更の届け出

---

**Q 3 4** 「大学評価基準を満たした大学が、その教育研究活動等の内容について大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出る」と記載されているが、この「別に定める」内容とはどのようなものか。また、変更の届け出をする必要があるのか。（各大学は、独自に教育課程・教員組織を編成・変更できるものと理解しており、この全体の流れに反するものであってはならないと考える。）

---

A 教育研究活動等の変更内容の届け出の主旨は、機構が大学の教育研究活動等の質の保証を図る観点から、教育研究活動等の内容に大きな変更があったことを把握し、機構の評価が変更前の教育研究活動について行われたことを明示するためのものです。したがって、各大学における教育研究活動等の内容の見直しを妨げるものではありません。

なお、変更の届け出に関する詳細については現在検討を行っているところですが、例えば、教育研究組織の改編やカリキュラムの見直しなど、教育研究活動等の内容について大きな変更を行った場合に、新旧対照表等その違いが分かる書類により届け出ていただくことを考えています。

## 大学評価基準について

### はじめに（大学評価基準の性質）

**Q 3 5** 機構の機関別認証評価における大学の「自己評価」を学校教育法第 69 条の 3 第 1 項に定められている「自己点検及び評価」と兼ねるものとして実施してよいのか。

- A 学校教育法第 69 条の 3 第 1 項にある「自己点検及び評価」は、あくまでも各大学が自主的に継続して行うものであり、機構の認証評価における各大学の「自己評価」とは異なります。ただし、「自己点検及び評価」と認証評価における「自己評価」を兼ねて行うことや、「自己点検及び評価」に基づいて認証評価の「自己評価」をまとめたり、逆に、認証評価の「自己評価」の方法や結果を「自己点検及び評価」に活用したりすることは、可能であると考えています。

**Q 3 6** 各基準の評価では試行的評価のような 5 段階等の評定が行われるのか。

- A 1 ～ 11 の基準における評価結果は、基準ごとに大学における自己評価の状況を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにするとともに、各大学の優れた点、改善を要する点を指摘する形で示すこととしており、各基準に関しては 5 段階等の評定は行いません。

また、評価は、各大学が有する教育研究活動の目的を踏まえて行われることとなりますので、試行的評価と同様、他大学との単純な比較は意味を持たないものと考えています。

**Q 3 7** 11 の基準が一つでも満たされない場合、機構から指導等があるのか。

- A 機構における評価は、大学全体として基準を満たしているかどうかの判断を行い、その評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てることを目的の一つとしています。基準を満たしていない場合や、基準を満たしているが改善の必要等が認められる場合には、その旨の指摘を行います。ただし、フィードバックした評価結果をどのように活用するかについては各大学及び設置者に任されており、たとえ基準を満たしていないと判断された場合でも、機構が「指導」を行うものではありません。

しかし、基準を満たしていないと判断された場合には、大学として、その目的に照らして不適切な状況であると判断されたことになり、かつ、この結果は社会に公表されますので、各大学において主体的に対処することが望まれます。基準を満たしていないと判断された後に、基準が満たされる改善が図られた場合には、その基準に限定して追評価を受けることも可能です。

**Q 3 8** 一部の学部の教員数が大学設置基準割れの場合は、大学全体として大学評価基準を満たしていないと判断されることになるのか。また、大学評価基準を満たしていないと判断された事項の中に大学設置・学校法人審議会によって承認された事項が含まれている場合、事後評価と事前審査の違いはあるが、どのようになるのか。

- A 大学評価基準は、大学設置基準の内容を踏まえつつ、各大学において満たしていることが必要と考える内容を規定したものです。したがって、大学設置基準を満たしていない場合には、大学評価基準を満たしていないとの判断がなされることはあります。

ただし、各認証評価機関における認証評価は、あくまで各認証評価機関が独自に設定する大学評

評価基準に基づいて行われるものであり、それらの基準が大学設置基準に適合していなければならないとの認証の条件はあるものの、原則として国による大学設置認可とは無関係です。

---

**Q 3 9 基本的な観点において、「適切」や「必要」等のあいまいな表現が使われているが、どのような水準に達していれば、「適切」や「必要」と判断できるのか。**

---

- A 評価では、まず、大学の目的を踏まえ、基本的な観点及び大学独自の観点ごとに大学の教育研究活動の状況を具体的かつ明確に分析、整理し、大学が自ら評価することが必要であり、このことが、大学の教育研究の質の向上につながるものと考えています。「適切」や「必要」等の表現で示された基準や観点に関して、自己評価においては、大学自らが考える「適切」性や、「必要」性に照らして、実際の状況がどのようになっているのかを十分な根拠に基づいて明確に表現することが重要となります。

機構における評価では、評価担当者が書面調査と訪問調査を通じ、大学の目的を踏まえて観点ごとに教育研究活動の状況を確認・分析し、それらを総合することによって基準を満たしているかどうかを判断します。その際、第三者である評価担当者がその識見に基づいて「適切」性や「必要」性を判断し、合議、調整していく形で最終的な判断を決定していきます。そのため、自己評価書等には第三者が分析を行うに足る「適切性」と「必要性」が求められることとなり、このことは社会による大学の活動、取組の理解の促進にも通じるものとなります。

なお、大学の目的によって「適切」や「必要」等に求められる内容は異なるため、「適切」や「必要」の内容を一律に規定することは困難であると考えられます。仮に、評価に際して大学と機構との間に「適切」に対する捉え方が違うことによって意見の相違が生じた場合でも、評価の過程でコミュニケーションを取り合い、結果として互いの共通理解が得られることは、大学の教育研究活動の改善を促進するために役立ち、本評価の目的に資することでもあると考えています。

---

**Q 4 0 附属病院や附属学校に係る評価基準が示されていないが、評価の対象に含まれないのか。**

---

- A 附属病院や附属学校については、診療活動や初等中等教育活動が活動の中心であることから、原則として評価の対象外として取り扱います。

ただし、機構の評価は、大学の教育活動を中心として行うこととしているため、附属病院や附属学校の活動のうち、大学の教育活動に関わる活動については、評価対象として評価を行うこととします。

---

**Q 4 1 研究活動の評価を必須の基準ではなく選択的評価基準としたのは何故か。また、大学の中には、大学院大学として先端的な研究にかなりの労力を割く大学があると考えられるが、機構の評価は研究活動が軽視されているのではないか。**

---

- A 機構の評価では、全ての国・公・私立大学を対象としており、研究活動に関して極めて多様な大学としての立場が考えられることから、主に教育活動を中心とした評価を実施することとしています。ただし、研究活動は選択的評価基準のみで評価されるわけではなく、教育の目的を達成するための基礎となる研究活動については基準3「教員及び教育支援者」の中で評価を実施するなど、関連する基準の中で評価が行われます。なお、選択的評価基準「研究目的の達成状況」では、大学の目的に照らし、研究目的の達成の状況を、大学の希望に応じて評価することとしています。（研究目的の達成状況については、機構における評価体制が整備された段階から実施することとし、平成18年度の評価からの実施を予定しております。）

また、大学院大学についても、研究者養成を含む大学院としての教育活動を中心として同様に評

価を実施します。

---

**Q 4 2 国際連携や社会貢献も大学における重要な活動の一つと考えるが、機構では評価を行わないのか。**

---

- A 大学の目的において、国際連携や社会貢献についての活動を正規課程の学生に対する活動として捉えられている場合には、その旨を大学の目的に記載し、1～11の基準に関連付けて自己評価を行っていただくことになります。また、大学の目的において、正規課程の学生以外に対する活動として捉えられ、かつ重要な教育サービスとして位置付けている場合には、選択的評価基準「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の評価対象とすることができます。

**基準 1 大学の目的**

---

**Q 4 3 「大学の目的」について、大学の理念などの抽象的な表現のみで、必ずしも教育研究活動の目的として明文化されていない場合、今回の評価制度導入を契機に、改めて目的を作成する必要があるのか。**

---

- A 機構の認証評価においては、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、各大学が有する教育研究活動の目的を踏まえて評価を行います。その前提となる目的そのものも評価対象となっています。

基準 1「大学の目的」においては、

1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること

1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていることが定められており、まず、大学の目的に係る現在の状況が、この要件を満たしているかどうかを評価することになります。

その上で、各基準に関して、目的を踏まえて評価を行うことになりますので、目的の記載に当たっては、改めて目的を作成するというのではなく、大学が現在周知・公表している目的、及びその目的から派生する内容も含めて、大学の個性や特色が評価に活かされるよう記載してください。

---

**Q 4 4 「大学の目的」とは、国立大学法人の中期目標を指すのか。それとも、規則や建学の精神で表現されているものを指すのか。**

---

- A 「大学の目的」とは、大学の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針及び養成する人材像を含む達成しようとしている基本的な成果等のことを言います。各国立大学法人の中期目標や、規則、建学の精神等の記載内容に、このような内容が含まれているのであればそれを「大学の目的」として位置付けることは可能ですが、必ずしも同じ内容になるとは限りません。

---

**Q 4 5 基本的な観点 1-1- に係る自己評価の際には、大学が当該目的を定めている理由や趣旨を記述するのか。もしくは、明確に定めていることについて記述するのか。**

---

- A 当該観点では、目的を明確に定めているかどうかについて自己評価してください。大学が当該目的を定めている理由や趣旨については、自己評価書の「目的」の部分に記載していただくこととなります。

なお、大学の目的について過去5年程度の間に整理又は変更しており、その説明が必要と考えられる場合には、自己評価書の「目的」又は当該観点到に係る「観点到に係る状況」の部分に、その経緯を記述してください。

### 基準3 教員及び教育支援者

**Q46** 趣旨に記載されている「教員組織編成の基本的な方針」とは、大学設置基準等のことを指すのか。または、各大学で方針を策定すべきことなのか。

- A 当該基準では、各大学の教育の目的を達成するために、大学の状況に応じて策定された教員組織編成の基本的な方針に基づき、質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。したがって、「教員組織編成の基本的な方針」とは、各大学の教育目的を達成するために個々の大学において策定されているべきものを指しています。

**Q47** 基本的な観点到3-1-、3-2- について、学部等の性格により判断方法が異なってもよいのか。（全学で統一した判断方法若しくは全学と学部等の並列も考えられるか。）

- A 観点到ごとの分析に当たっては、大学全体としての状況の分析を行い記述します。その際、観点到の性格・内容により、学部ごと・研究科ごと等の状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行って下さい。ただし、観点到によっては、同じ大学内でも、学部や研究科の性格に応じて求められる内容が異なることは考えられますので、その状況に応じて、適宜学部・研究科ごとに、各大学が適切と考える判断方法を用いて分析を行い、その結果を総合して、大学全体としての観点到の分析を行ってください。

**Q48** 基本的な観点到3-2- に関して、「教員人事」について、研究センターで採用及び昇格等が行われている大学がある場合に、今後は教育に関する項目を十分配慮して採用及び昇格等を行う必要があるということを示唆するものと考えてよいのか。

- A 基本的な観点到3-2- 「教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。」の「特に～」以降は、教員評価において、教員の教育に関する活動についての評価を行っているかを問うものです。研究センターでの教員評価を行っている場合でも、当該大学の目的に照らし、教員の評価が教育研究上の指導能力の評価として十分な妥当性があると判断することができれば問題はありせん。

いずれにしても、当該観点到は各大学の教員人事に干渉するものではなく、また基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点到の分析状況及び大学が独自に設定した観点到の分析状況を総合して行うものであり、一つの観点到に係る状況に問題があるからといって、直ちに基準を満たしていないと判断されるわけではありません。

**Q49** 基準3-3に記載されている「研究活動」とは、具体的に何を想定しているのか。

- A 基準3-3は、大学の目的に照らして、大学の「研究活動」が「教育活動」に寄与しているかどうかについて評価します。一般に、各大学が有する教育研究活動の目的によって、どのような形で「研究活動」が「教育活動」に関与するかは異なるものと考えられます。したがって、基準3-3に関して「研究活動」として明らかにすべき内容も、大学の「目的」に即して各大学で定めることに

なります。

なお、研究活動自体の評価については、大学の希望に応じて評価を実施する選択的評価基準「研究目的の達成状況」を設けています。（研究目的の達成状況については、機構における評価体制が整備された段階から実施することとし、平成18年度の評価からの実施を予定しております。）

## 基準5 教育内容及び方法

### Q50 教育課程は各学部、各研究科ごとに分析するのか。

A 当該基準における大学の自己評価では、各大学が有する教育の目的に照らして、必要に応じて学部ごと・研究科ごと等に、当該活動の状況を分析し、記述します。機構における評価では、自己評価の状況を踏まえ、必要に応じて学部・研究科等ごとに分析、整理し、最終的に大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行います。

教育課程については、学部・研究科によりその状況が異なることが一般的であることからすれば、原則として学部・研究科ごと（必要に応じてさらに学科、専攻ごと）に分析を行う必要があると考えられます。

### Q51 基本的な観点 5-1- に記載されている授業科目の適切な配置とは、教養教育と専門教育の科目区分を設けなければならないということなのか。

A 当該観点は、各大学が有する教育の目的に照らして、教育課程をどのように編成しているかについて、授業科目の配置状況等を確認しつつ、学士課程全体としてその体系性が確保されているかどうかを分析するものです。したがって、評価に際しては、教育課程の内容に関する把握は必要ですが、教養教育と専門教育の科目区分を設けているかどうかといった形式は問いません。

### Q52 別科及び専攻科を設置している場合については、学士課程及び大学院課程の基準に準じてそれぞれ評価することとされているが、学士課程及び大学院課程のところでそれぞれ自己評価書に記述すればよいのか。

A 別科及び専攻科について、自己評価書に特別に記述する必要があるかどうかの判断は、観点の性格・内容や各大学の状況によります。自己評価書に記述する必要があると判断される場合には、当該別科及び専攻科の状況を分析、整理した上で、その状況についても分かるようにしつつ、学士課程全体及び大学院課程全体としてそれぞれ記述してください。

## 基準8 施設・設備

### Q53 施設等の財政を伴う基準において、「基準を満たしていない」と判断された場合の大学側の対応はどうするのか。

A 「基準を満たしていない」と判断された場合、機構は基準を満たしていない理由及び改善の必要性を指摘しますが、これを受けてどのような改善を行うかについては、各大学及び設置者に任される問題であると考えています。なお、この方針はどの基準においても同様の扱いとなります。

## 基準 10 財務

**Q 5 4** 今後、財政規模の縮小や学生数の減少に伴い、基準 10 を満たしがたい大学が増加することも予想されるが、機構はどのような評価を考えているのか。（具体的な改善策を示唆されるのか。）

A 財政規模については、大学の目的に沿って教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するための、安定した財務的基盤が確保されているかどうか等について当該基準を満たしているかどうかの判断を行います。

なお、基準を満たしていないと判断された場合、機構は基準を満たしていない理由及び改善の必要性を指摘しますが、これを受けてどのような改善を行うかについては、各大学及び設置者に任される問題であると考えています。

**Q 5 5** 基本的な観点 10-3- において、財務に対する適正な会計監査等とは、具体的にどのようなことを考えているのか。また、将来は大学の財務格付けのようなものが基準に取り入れられる可能性はあるのか。

A 財務に対する会計監査を受け、財務が適正であることが保証された事実について確認することを考えています。また、「財務格付け」のような形での評価結果の公表はいたしません。

**Q 5 6** 国立大学法人の会計基準と私立大学の学校法人会計基準に違いがあるが、それぞれの会計基準に照らして評価が行われるのか。

A 原則としては、各会計基準を基にした評価となります。自己評価において、それぞれの大学に適用される会計基準に照らしてその適切性を評価していただき、機構では、自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて評価するという流れになります。

**Q 5 7** 大学の長年の姿勢により、消費収支の累積消費収支差額等は全く様相を異にする。財務三表と教育との関係は、どのように評価していくのか。また、具体的な評価基準の目安として、財務比率（消費支出比率、人件費比率等）の数値目標の設定を考えているのか。

A 主として大学の目的に沿って教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するための、安定した財務的基盤が確保されているかどうか等について、大学全体として当該基準を満たしているかどうかの判断を行います。財務には、様々な複合的要因の影響が予想されることから、財務に関する専門家の意見を取り入れつつ、評価を行います。また、数値目標等については、上記のことから、一律に数値を適用するのではなく、大学が有する教育研究活動の目的や、活動及び取組の状況に応じて判断していくことになります。

**Q 5 8** 基本的な観点 10-2- でいう「関係者」の範囲については、大学で判断して良いか。

A 当該観点における「関係者」の範囲は、例えば教職員、学生及び資金負担者等が考えられますが、大学の掲げる目的や大学の状況によって異なることが考えられますので、適宜、判断してください。

---

**Q 5 9** 例えば、公立大学が法人化した場合、財務については少なくとも1事業年度が経過しないと1年間の財務の結果が分からないので、法人として1年を経過しないと評価を受けることは出来ないのではないか。

---

A 大学として認証評価を受けるものですので、設置者や設置形態が変わったことにより、評価を受ける年度が制限されることはありません。評価を受ける時期については、大学の判断によるものと考えます。

---

**Q 6 0** 消費支出や貸借対照表を学校法人全体で1つにまとめて管理している場合、学校法人としての数字を示すことでよいのか。

---

A 貸借対照表や財産目録等については、学校法人で管理していることが考えられますが、学校法人会計基準では各学校等ごとに分けて会計を処理することが求められているため、大学に該当する部分を抽出することは可能であると考えます。

---

**Q 6 1** 財務については、大学によって状況や根拠となる資料が大幅に異なることが想定されるが、各大学の実績に応じて自己評価することで差し支えないか。(複式簿記によらない方法で、会計処理を行っている場合、どのように評価されるのか。)

---

A どの基準においても同様ですが、財務についても、各大学の実情に応じて、観点ごとに状況を記述し、根拠となる資料を添付していただくことで構いません。(機構における評価では、大学の実情に応じてそれぞれの特有の状況があれば、それを踏まえた上で、観点ごとに大学の状況を分析しますので、会計方法の違いによる有利不利が生じることはありません。)

## **基準 11 管理運営**

---

**Q 6 2** 基本的な観点 11-1- において、研究重点型大学と教育重点型大学では、管理運営の性格が異なるものと想定されるが、評価では、このような差異をどのように考えているのか。

---

A 当該基準の趣旨は、大学が教育研究等の目的の達成に向けて組織として機能するよう、管理運営組織が教育研究等の活動を支援・促進させるため、有機的に機能することにより、大学の管理運営形態の多様性を許容しています。各大学が有する教育研究活動等の目的や様々な状況により、当該観点到に係る状況も大きく異なることが予想されるため、機構の評価担当者がそれらの点を十分に考慮した評価を行うことが肝要であると考えています。

---

**Q 6 3** 基本的な観点 11-1- において、監事が置かれていない場合には、「該当なし」と記述することでよいのか。

---

A 当該観点では、監事が置かれている場合に、監事が適切な役割を果たしているかについて分析していただくことから、監事が置かれていない場合には、分析を行う必要はありませんので、「該当なし」と記述してください。

---

**Q 6 4** 基準 11-2 に記載されている「管理運営に関する方針」とは、学則や大学の管理運営規則とは別に各大学で方針を策定すべきことなのか。

---

- A 基準 11 - 2 では、管理運営に関する方針が定められていること自体も評価の対象となっており、既存の資料を根拠として自己評価を行ってください。また、当該方針が学則や大学の管理運営規則の中に含まれていれば、その点を明らかにしてください。

#### **選択的評価基準 研究目的の達成状況**

---

**Q 6 5** 選択的評価基準「研究目的の達成状況」については、評価を実施する場合の人的資源、総経費をどのように推計しているのか。また、それによる効果はどの程度であると考えるか。

---

- A 具体的な評価の方法等については、平成 12 年度からの試行的評価における分野別研究評価の経験を活かすとともに、試行的評価の検証結果を参考に、現在検討を行っています。

---

**Q 6 6** 選択的評価基準では、「各大学が有する目的の達成状況等について評価」と記載されているが、目的を高く設定し、達成状況が低い大学と、目的を低く設定し、達成状況が高い大学では、どちらにおいて評価結果が高いと考えられるのか。

---

- A 選択的評価基準の評価に当たっては、当該大学の決定した目的の達成状況の評価するものであり、「達成状況が他の大学よりも高いか低い」という単純な比較は意味を持たないものです。
- 評価結果には目的も併せて公表されますので、社会的には、当該大学が掲げている目的が、当該大学の置かれた状況等に照らしてふさわしいものかどうかとも同時に判断されることになります。したがって、「達成状況が高い」という評価を得るために目的を低く設定することが、当該大学にとって妥当なことであるかどうかは十分考慮する必要があります。
- この点について、機構としては各大学の見識と、社会等における判断に委ねられる問題と考えています。

## 自己評価実施要項について

### 自己評価全般について

**Q 6 7** 評価の申請を行った大学が、自己評価書提出期限より前に、機構に自己評価書を仮提出し、内容を確認してもらうことは可能か。

A 評価の公正性への配慮から自己評価書の仮提出は受けませんが、自己評価書作成に当たってご質問等がある場合には、機構事務局までお問い合わせください。

**Q 6 8** 試行的評価と同様に、大学における自己評価で、観点ごとの取組状況が確認できる根拠資料・データに基づいて自由記述式に自己評価を行うことを考えているのか。（自己評価書のイメージは事前に示されるのか。）

A 基準ごとの自己評価は、大学評価基準に示された 1 ～ 11 の基準ごとに、「観点ごとの分析」、「優れた点及び改善を要する点の記述」、「概要の記述」の流れで行うこととしています。そのうちの「観点ごとの分析」では、観点ごとに、「観点到に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」を記述することとしており、「観点到に係る状況」において、根拠となる資料・データ等を示しつつ、目的との関連を踏まえて、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況についての分析を記述することとしております。

なお、詳しくは、「自己評価実施要項」をご参照ください。

### 目的の記載について

**Q 6 9** 「大学の目的」について、大学の理念等の抽象的な内容のみで、必ずしも大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果として明文化されていない場合、評価を行うことは可能か。

A 「目的」という名称で明文化されていない場合であっても、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等を何らかの形で定めている場合には、本評価において「大学の目的」として記載することができますが、それらに該当するものがない場合には、機構における評価が困難であると考えられます。

なお、自己評価は、大学の目的を踏まえて行っていただくことから、「目的」が明文化されていない場合は、大学における自己評価も全体的に困難であるとともに、機構における評価では、基準 1 「大学の目的」を満たしていないという評価結果になる可能性もあります。

（詳細については、Q 7 0 をご参照ください。）

---

**Q 7 0** 目的の内容が不明確な場合に、機構から自己評価書の再提出を求められることはあるのか。

---

- A 機構の認証評価において、大学の目的自体が基準 1「大学の目的」での評価対象となっています。基準 1「大学の目的」では、
- 1 - 1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1 - 2 目的が，大学の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。
- が定められており，まず，大学の目的に係る現在の状況が，この要件を満たしているかどうかを評価します。
- すなわち，基準 1「大学の目的」において，大学の目的の明確性等について評価しますので，目的の内容が不明確だと機構の評価担当者が判断した場合は，自己評価書の再提出を求めるのではなく，その旨を評価結果として公表することとなります。

---

**Q 7 1** 目的が，どの基準に対応しているのかを，「目的」の頁にカッコ書き等で明記する必要があるのか。

---

- A 「目的」において，基準との関連を示すことは必ずしも必要ではありません。ただし，機構における評価では大学の目的を踏まえて評価を行いますので，基準ごとの自己評価の際に，目的との関連を踏まえて記述していただくことが必要になります。

---

**Q 7 2** 目的は，どのくらい具体的に書けばよいのか。

---

- A 機構の評価は各大学の目的を踏まえて実施することから，機構の評価担当者は第三者の視点で，「目的」に記載されていることを通じて大学の全体的な意図を理解しますので，そのことに留意の上，具体的に記載していただくことが求められます。また，自己評価書に記載された目的は，原則として原文のまま評価報告書に転載し公表しますので，字数制限の範囲で記載してください。

---

**Q 7 3** 選択的評価基準を希望した場合，「目的」はどのように記載するのか。全体として目的を記載し，選択的評価基準に係る目的を再掲するのか。それとも，全体として記載した目的と重複がないように記載する必要があるのか。

---

- A 「目的」に記載された目的と，選択的評価基準に係る目的との関連性については大学によって異なるものと考えられますので，どちらの方法でも構いませんし，重複しても結構です。字数制限を考慮の上，各大学の目的に沿った評価となるよう各大学の判断で記載してください。
- なお，選択的評価基準については，他の基準と異なり，各大学が有する目的の達成状況等を評価することから，より具体的な目的を記載してください。

## 観点ごとの分析について

---

**Q 7 4** 「基本的な観点」については，必ず全て分析しなければならないのか。

---

- A 「基本的な観点」は，基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素ですので，原則として全ての「基本的な観点」を用いてください。

ただし、基本的な観点において「・・・の場合」といった条件が付されているものについて、この条件に該当しない場合には分析を行う必要はありません。例えば、基準1「大学の目的」において、大学院を有していない大学は、基本的な観点1-1-1における分析を行う必要はありません。

また、各大学が有する教育研究活動の目的に応じて、「基本的な観点」以外に独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。

---

**Q75** 2つ以上の基本的な観点をまとめて自己評価書に記述してもよい。また、1つの観点を2つ以上に分けて自己評価書に記述してもよい。(観点の内容を網羅していれば、観点を番号ごとに記述しなくてもよい)

---

A 観点ごとの分析は、結合することなく観点を番号ごとに行ってください。また、一つの基本的な観点では十分に分析できない場合には、独自の観点を設定し分析を行ってください。なお、記述例を自己評価実施要項の11ページに掲載していますので、参考にしてください。

---

**Q76** 『一部に「問題がある」と分析された観点があっても、これが直ちに当該基準を満たしていないとの判断に結び付くわけではありません』と記述されているが、基準を満たしていないとの判断に直結する基本的な観点はないのか。ある場合、それがどれなのか機構から予め示す予定は無いのか。

---

A 基準を満たしていないという判断に直結する基本的な観点は、各大学の目的に応じて異なるものと考えられますので、機構から示すことはありません。ただし、目的の達成のために一般的に必要と考えられる内容が欠落していると判断された場合には、基準を満たしていないとの判断になる可能性がありますので留意してください。なお、認証評価の制度上、大学評価基準は大学設置基準を満たしていることが要件とされていますので、設置基準を著しく満たしていないことが明確である場合には、大学として満たすことが必要と考える内容を満たしていないと判断されるため、評価基準も満たしていないという判断になることが考えられます。

---

**Q77** 別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等例」にある資料は、必ず全部提出するのか。

---

A 別紙2に挙げている資料・データ等は、基本的な観点に従って分析を行う際に必要と考えられるものの例示です。これらはあくまで例示であり、必ずしも全く同じ資料・データを要求するものではありませんので、各大学の目的に応じて、各観点を状況に明確に示されるよう、適宜、利用してください。また、各大学の目的や状況に応じて、別紙2に掲載されている以外の資料・データ等が必要と判断される場合には、適宜、用いて下さい。なお、資料・データは、観点を状況や分析結果を導いた理由を裏付ける根拠として、整理した上で示していただく必要があります。

---

**Q78** 「具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行う」とあるが、該当する場合、具体的な目標や計画は「観点到係る状況」に記述すればよいのか。また、それが数値目標である場合、その目標が達成されているかどうか、基準を満たしているかどうかの判断に影響することはないのか。

---

A 具体的な目標や計画については、「目的」において記載していただくことが考えられますが、「目的」のページの記載だけでは不十分と判断されるような場合には、「観点到係る状況」に関連付けて記載していただいても構いません。いずれの場合も、字数制限に留意し、大学の判断に

より記載を行ってください。

基準 1～11 において、基準を満たしているかどうかの判断は、機構における「観点ごとの分析」の結果等を総合的に勘案して判断するものであり、基準についての達成状況を判断するものではありません。そのため、数値目標が達成されていないからといって、それが直ちに基準を満たしているかどうかの判断に結び付くことはありません。

---

**Q 7 9** 「～基本的な観点の状況の分析の補充を求めることがあります。」とあるが、いつ、どのような方法で求める予定なのか。

---

A 機構での基本的な観点の状況の分析の際、一部の基本的な観点が分析されていない場合や根拠となる資料・データが著しく不足している場合には、追加提出を求めることが考えられます。提出期限や提出の内容等については、個別に該当の大学と協議の上、決定することとなります。

---

**Q 8 0** 大学が、学部等ごとの分析を必要とした場合に、それをどのような方法で大学全体の分析に結び付けることが想定されるのか。また、学部等ごとに分析を行った場合は、それを全て自己評価書に記述するのか、もしくは、大学全体としての記述のみを自己評価書に記述するのか。

---

A 学部等ごとの分析を、大学全体の分析に結び付ける方法については、大学の「目的」によって、また観点の性格・内容によっても異なることが想定されますので、機構から指示は行いませんが、定量的な分析、定性的な分析等様々な方法が考えられます。

なお、自己評価書への記述は、大学全体としての状況の分析が必要ですが、学部ごとの状況を示す必要があると大学が判断した場合には、字数制限に留意の上、学部ごとの状況に関する記述や資料・データ等を示していただくことになります。

---

**Q 8 1** 自己評価における教育研究活動の分析の際、個々の教員がどのような取組を行っているかについて、どの程度まで細かく記載することが望まれるのか。

---

A 観点ごとの分析に当たって、大学全体としての状況の分析を行うために、観点の性格・内容により、また、大学の掲げる目的により、学部ごと・研究科ごと等の状況の分析が必要と判断される場合には、それらの分析を踏まえて行っていただきます。しかし、個々の教員が、どのような取組を行っているかといった細かい記述までは、必ずしも必要ではないと考えています。

---

**Q 8 2** 観点到に係る状況について、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況について分析することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか。（これまでの経緯等について、いつまでさかのぼることができるのか。）

また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。

---

A 各大学の状況や、事項の内容等によりしますので、一概に何年間の状況ということは言えませんが、概ね過去 5 年間(活動状況を年度単位で捉えることがふさわしいものについては、平成 17 年度(自己評価時点まで)、平成 16 年度、15 年度、14 年度、13 年度、12 年度)の状況を示していただくと、現在の状況を記述する際、より十分な裏付けが得られるものと想定されます。活動や取組の内容によっては、過去 5 年間よりもさらに遡る必要が生じる場合や、5 年間より短い状況分析で十分な場合も考えられますので、自己評価の分析の対象期間は、大学の判断によるものと考えておりますが、機構における評価でも、自己評価で分析された期間が妥当であるかを確認することにな

ります。

また、本評価は、現在の状況について評価を行うものであり、現在の状況との関連がない過去の状況や、実際の活動が開始されていない将来の取組等について評価を行うものではありません。

ただし、2度目の認証評価を行う際に、どの程度の期間を評価対象とするかは今後検討していきます。

---

**Q 8 3** 観点ごとの「分析結果とその根拠理由」を記述するに当たって、「分析結果」はどのような表現を用いればよいか。また、「分析結果」と「その根拠理由」は別々に記述するのか、もしくは一文にまとめて記述するのか。

---

A 「分析結果」については、試行的評価で行ったような統一した用語の使用は特に指定いたしませんので、大学の判断により、各観点到にふさわしい表現を用いて分かりやすく明確に記述してください。また、「分析結果」を導いた「その根拠理由」については、根拠となる資料・データ等を摘示しつつ記述してください。なお、「分析結果」と「その根拠理由」については、それぞれが分かりやすく明確であれば、どのように記述していただいても構いません。

---

**Q 8 4** 「観点的性格・内容により、学部ごと・研究科ごと等の状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行ってください」とあるが、「分析を踏まえる」とはどういうことか。課程別に分析が必要な場合と同様、「観点到に係る状況」「分析結果とその根拠理由」を記述する必要があるのか。

また、大学の判断で、学部ごと等の状況の分析を行わなかった場合に、「基本的な観点到に係る状況の分析が不十分」だということになり、不足分として学部ごと等の分析を求められることはあるのか。

---

A 学部ごと等の分析を踏まえる場合、必ずしも学部ごと等で「観点到に係る状況」及び「分析結果とその根拠理由」を記述する必要はありません。「分析を踏まえる」とは、大学全体としての分析を行うにあたり、当該観点到に係る学部ごと等に異なる状況があり、総合的な記述だけではそれらの差異を示すことができない場合や、特記すべき学部等がある場合等に、そのことを「観点到に係る状況」に大学全体としての状況と合わせて記述することを意味します。学部ごと等の状況を明らかにする方法として、例えば、基準4「学生の受入」の基本的な観点到4-3-において、入学定員が学部ごとに設定されている大学では、記述分量に制限があるため、「観点到に係る状況」に学部ごとの資料・データを示す方法等が考えられます。

また、機構での分析の際に、大学の目的や状況を踏まえ、その観点到に係る学部ごと等の状況の分析を必要と判断した場合には、学部ごと等の状況の分析や、根拠となる資料・データ等の追加提出を求めることも考えられますが、学部ごと等の状況の分析の必要性は、各大学の目的や状況によって異なります。

---

**Q 8 5** 基準5「教育内容及び方法」以外の基準における課程別に分析が必要な観点到とはどれか。

---

A 大学の目的によって考え方は異なるものと思われます。（Q 8 4を参照してください。）

---

**Q 8 6** 取組や活動によっては、根拠資料・データが不十分な場合も考えられるが、機構はどの程度のものを想定しているのか。また、不十分だった場合の対応はどのようにすればよいか。

---

A 自己評価では、各観点到に関する活動や取組がどのような状況にあるのかについて、その状況が確

認できる根拠となる資料・データにより分析し、その結果を分かりやすく明確に記述していただきます。一方で、機構の評価では、自己評価書で記述された状況を、根拠となる資料・データにより確認・分析します。

根拠となる資料・データは、このような観点の状況に関する分析結果が、機構の評価担当者に容易に理解できるよう、可能な限り客観的かつ簡潔にまとめる必要があります。例えば、自己評価書において、観点の状況に関する分析結果に「優れた実施状況である」と記述されている場合には、機構の評価において、「なぜ、当該観点の状況を見て優れた実施状況であると分析できるのか」という視点で確認を行うこととなりますので、説得性のある資料・データを示す必要があります。

なお、機構の評価において、資料・データ等が著しく不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。提出期限や提出の内容等については、個別に当該大学と協議の上決定することとなります。

---

#### **Q 8 7 自己評価を行った取組や活動全てが、機構において評価され、評価報告書に掲載されるのか。**

---

- A 機構における評価では、基準ごとの評価を行う際、観点ごとに取組や活動の内容等がどのような状況であるのかを確認しますので、観点到った内容であれば、すべてを検討した上で分析を行い、最終的に基準の評価を行います。ただし、評価報告書における、「基準ごとの評価」では、基準を満たしているかどうかの判断となった根拠・理由を精選・整理し、「評価結果の根拠・理由」として記述するとともに、大学の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を「優れた点及び改善を要する点」として記述します。したがって、自己評価を行った取組や活動全てについて、評価報告書において記述されるとは限りません。

なお、訪問調査等で知り得たことによって、自己評価書に記述されていない取組や活動が評価報告書に記述されることもあり得ます。

### **選択的評価基準**

---

#### **Q 8 8 選択的評価基準では、目的の達成状況等について自己評価することとしているが、具体的に観点到の分析はどのように行えばよいのか。**

---

- A 選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況等について評価します。

したがって、自己評価における観点到の分析に当たっては、選択的評価基準に係る目的の達成状況について、目的・計画の策定と周知、実際の活動内容や方法の適切性、活動の成果、改善のためのシステム等を観点到に分析してください。

なお、詳しくは、「自己評価実施要項」をご参照ください。

---

#### **Q 8 9 選択的評価基準における目的の達成状況の判断を導いた根拠・理由を、自己評価書に記述する必要はないのか。**

---

- A 自己評価において目的の達成状況は、各観点到の「観点到に係る状況」及び「分析結果とその根拠理由」を総合して判断してください。基準における目的の達成状況の判断を導いた根拠・理由は、観点到ごとの分析における記述自体がそれに該当しますので、自己評価書に記述する必要はありません。

## 自己評価の概要

**Q 9 0** 自己評価書の「概要」には、当該基準全体に係る自己評価の概要を記述することとしているが、具体的にはどのようなことを記述すればよいのか。全ての観点に係る状況を要約して記述すればよいのか。

A 自己評価書の「概要」は、基準に係る自己評価の状況を分かりやすく社会に示すためのものであり、観点の分析を総合したものを「概要」としてまとめていただき、それを大学側からの情報として評価報告書に原則として原文のまま転載します。どのように整理するかは大学の判断で行っていただきますので、字数制限内であれば全ての観点に係る状況を要約する方法でも構いませんが、社会に対して公表される文章であることに留意して作成してください。

**Q 9 1** 自己評価書の「概要」には、資料・データ等を記載してもよいか。また、その場合字数制限には含まれないことでよいか。

A 自己評価の「概要」は、評価報告書に原則として原文のまま転載するものであり、資料・データ等の記載は想定しておりません。しかし、自己評価の状況を社会に分かりやすく示すことを目的としていることから、資料・データ等の記載が社会からの理解の促進のために必要と判断される場合には、機構事務局にご相談いただき、協議の上で決定することとします。

## 現況

**Q 9 2** 「現況」の学生数及び教員数は学部・研究科ごとに記述するのか。

A 「対象大学の現況及び特徴」は、字数制限もありますので、全学部合計の学生数、全研究科合計の学生数、大学全体での教員数の記述で構いません。もちろん、各大学の目的に照らし、より詳細なデータが必要と判断される場合には、大学の判断により学部ごと等、詳細に記述していただいても構いません。

なお、詳細な学生数及び教員数は、観点ごとの分析にあたり、根拠となる資料・データ等として提出していただくことが考えられますので、「現況」に詳細な学生数の記述がなくとも観点ごとの分析には影響がないと考えられます。また、「対象大学の現況及び特徴」は、社会に分かりやすく紹介するための頁ですので、各大学でその趣旨を踏まえた内容を判断の上、記述してください。

## 様式等

**Q 9 3** 「大学の規模によって字数制限を超えることも想定されますので、その場合には、別途機構に相談」と記載してあるが、相談すると字数制限が緩和されるのか。

A 必要以上に膨大な量の自己評価書が提出されることを避けるために、あくまでも目安として字数制限を設けています。機構において、限られた期間、限られた評価担当者数での評価を実施することから、ある程度の字数制限は必要であると考えますが、字数については、今後、認証評価の経験を重ねながら必要に応じて見直しを計っていく予定です。なお、機構に相談があった場合は、それぞれの大学の状況等により対応を行うことを考えております。

**Q 9 4** 根拠となる資料・データ等は字数制限外となっているので、かなり多くの資料を添付してもかまわないのか。

A 根拠となる資料・データ等については、本文中の場合は、本文との関係が容易に確認できる位置に記載してください。また、本文中に記載すると本文が読みにくくなる場合には、別添としての添付をお願いしていますが、位置・方法については大学で判断し、わかりやすく添付してください。

なお、自己評価書には、観点ごとの状況を分析するための根拠として必要な資料を記載・添付していただくことになりますが、最小限必要と思われる以上の資料が添付されていた場合、書面調査に予定していた以上の時間がかかり、その後のスケジュールに影響がでること（訪問調査の実施日決定の遅れ等）も考えられますので、添付する資料は大量になりすぎることのないようご協力ください。（ただし、分析のために、書面調査段階でどうしても必要と考えられる資料が提出されていない場合は、追加提出をお願いすることもあります。）

また、冊子等分量が多いものや、外部に持ち出すことが困難なものなど、自己評価書への記載・添付が不適切である資料等は、例示として必要最小限の範囲を自己評価書に記載し、すべての資料・データ等は訪問調査時に確認できるよう用意していただくことで提出に代えても構いません。

**Q 9 5** 根拠となる資料・データ等を、自己評価書への記載にするか、訪問調査時の確認資料とするかは、大学が判断してよいのか。

A 自己評価書の作成に当たって、必要と判断される基本的な根拠となる資料・データ等は必要最小限の範囲で記載していただくこととなりますが、その判断は大学で行ってください。

なお、冊子等分量が多いものや、外部に持ち出すことが困難なものなど、自己評価書への記載・添付が不適切である資料等は、例示として必要最小限の範囲を自己評価書に記載し、すべての資料・データ等は訪問調査時に確認できるよう用意していただくことで提出に代えても構いません。

**Q 9 6** 自己評価書の電子媒体を提出する際、根拠となる資料・データ等も全て記載することになると考えられるが、紙媒体でしか存在しない資料等はスキャンで電子媒体に貼り付けることでよいのか。

A 紙媒体でしか存在しない資料等はスキャンで電子媒体に貼り付けることで結構ですが、資料等がスキャンで転載できない場合には、電子データ上では空欄にさせていただいて構いません。電子データにおいて空欄にする場合、資料記載箇所である旨を明記してください。

なお、紙媒体で提出する自己評価書に記載・添付する資料・データ等は、用紙を折り込んだり、はみ出すことのないように、A 4 サイズの様式内に収めてください。

**Q 9 7** 自己評価書において、同じ根拠資料を添付する箇所が複数になる場合には、どのように添付すべきか。

A 同じ根拠資料を各々の箇所に添付する必要はなく、例えば「○○の資料（○○ページに前出）」とするなど、評価担当者が分かる形にしてください。また、根拠資料を別添にする際にも、どの部分が根拠となるのか分かるように自己評価書に明記してください。

## 評価実施手引書について

---

**Q 9 8** 基準の判断について、大学自身が満たしていないと認識し、そのように自己評価した場合は、機構においても満たしていないと判断されるのか。

---

A 機構の評価において、大学自身の満たしていないという認識とは異なり、基準を満たしていると判断されることもあり得ます。

認証評価は7年以内ごとに受けることとなっておりますので、改善策を実行し、基準を満たしていると大学自身が判断した時点で評価を受けることも可能です。

---

**Q 9 9** 観点ごとの分析・判断において、根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」になることであるが、判断保留も含めて「基準を満たしている」、「満たしていない」の判断がなされるのか。

---

A 「判断保留」とは、書面調査の際に行われる判断であり、原則として、追加資料の提出や訪問調査時の確認等により、機構が評価結果案を対象大学へ通知する段階までに、「判断保留」の観点についても何らかの判断を行います。そのため、最終的な基準の判断は、「判断保留」がない状況で行います。

## 訪問調査実施要項について

**Q 1 0 0** 訪問調査のスケジュール例が掲載されているが、大学の規模や状況に応じて、参加者、日数、及び回数が異なることになるのか。

A 掲載している訪問調査スケジュール例は、あくまでも一般的な例示であり、実際の訪問調査のスケジュール等は、予定する調査が十分に実施できるよう、各大学の規模や状況に応じて、大学ごとに設定します。大学によってスケジュール等は異なりますが、標準的な設定として、参加者は評価担当者が5～6名程度に機構教職員が若干名、日数は3日間程度、回数は1回を予定しています。

**Q 1 0 1** 訪問調査における学生、卒業（修了）生との面談について、人数はどのくらいを想定しているのか。

A 面談対象者の人数は対象大学の規模や調査内容等によって異なります。面談対象者の人数、属性等については、訪問調査の1ヶ月前までに決定し、対象大学へ通知します。

**Q 1 0 2** 卒業（修了）生との面談は、アンケートで対応することは出来ないのか。

A 卒業（修了）生に対するアンケートについては、基本的な観点 6-1- における根拠となる資料・データ等として想定していますが、実際に卒業（修了）生からご意見をいただくことは重要かつ有意義であるという考えから、訪問調査においては卒業（修了）生との面談を行いたいと考えています。

**Q 1 0 3** 訪問調査における、卒業（修了）生との面談時の旅費は、試行的評価と同様に機構側で負担してもらえるのか。

A 訪問調査における、面談対象者の旅費については機構では負担いたしません。

## スケジュール

**Q 1 0 4** 機構の認証評価を受けようとする大学は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。

- A 平成17年度に機構の認証評価を受けようとする大学は、平成17年6月末までに自己評価書を提出していただく予定ですので、これに間に合うように自己評価を進めていただく必要があります。次年度以降もこのスケジュールが基本となりますが、評価に必要な根拠資料等については、収集に時間がかかるものや、時間が経過すると散逸したりするものもあるので、計画的に収集しておくことが必要と考えられます。

## データベース

**Q 1 0 5** 機構で構築を検討している大学情報データベースと各大学が個別に準備する根拠資料・データとの関係はどのようなになるのか。

- A 評価に当たっては、定期的に評価に必要な情報を収集、整理し、評価の際の根拠資料として用意しておくことが必要であると考えられます。

機構で構築を検討している大学情報データベースは、各大学等のご理解とご協力を得ながら大学等の教育研究活動等に関する共通的・基礎的データを中心に収集・蓄積するものであり、評価の際、大学等の外形的状況の把握とともに、評価の根拠資料の一部としての活用が期待されています。

大学情報データベースには、数値等の定量的なもののほか、特色ある取組等定性的なものも含まれるなど、各大学等の個性を出来るだけデータに活かせるよう工夫をしていますが、大学等においては、それぞれの特色や規模、置かれた環境等に応じた多種多様な教育研究活動が展開されており、それらを適切に評価するための根拠データ等には様々なものが想定され、データベース化になじまないものも相当あると考えられます。このため、当該データベースで集積されないデータについては、評価の際に個別に提出いただく必要があります。

評価に必要な情報・データの収集・蓄積は、大学等における評価作業の効率化に資するものと考えられ、機構としては、大学情報データベースが各大学等において有効に活用できるよう引き続き検討を進めてまいります。

## 国立大学法人評価との関係

**Q 1 0 6** 国立大学法人評価と大学機関別認証評価とは、どのような関係になるのか。

- A 国立大学法人評価は、国立大学法人法の規定に基づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、国立大学法人等の継続的な質的向上に資するという観点から、また、国立大学法人等に対して、国が所要の予算措置をすることを踏まえ、投じられた国費が有効・適切に使用されたかどうかを国として検証する観点から、文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会が、各国立大学法人の中期目標期間の業務の実績について評価するものです。その際、機構は、同委員会からの要請を受け、国立大学法人等の中期目標期間の業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を行い、その結果を同委員会に提供することとされています。

す。

一方、学校教育法の規定に基づく大学機関別認証評価は、大学の教育研究水準の向上に資することを目的とし、各認証評価機関が設定する大学評価基準に基づいて、大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するものであり、国立大学法人評価とは、基本的に別の制度・考え方に基づく評価です。

なお、機構では、国立大学法人評価と大学機関別認証評価を同時に受けることを希望する国立大学について、評価の効率化の観点からどのような取り扱いができるのか検討を進めています。

## その他

---

### Q 1 0 7 JABEE 等の専門教育プログラム評価への取組や結果と機構における評価とは、どのように結び付いてくるのか。

---

- A 機構の認証評価は、大学の教育研究等の総合的な状況を評価するものであり、大学評価基準はそのような観点から教育活動を中心としつつ、各大学全体として満たしていることが必要と考える内容を規定しているものです。

なお、各大学が JABEE 等の専門分野のプログラム評価を受けている場合、当該学部及び大学院のプログラム評価結果を機構の評価においてどのような形で活用し得るのかについては、今後検討することとしています。

---

### Q 1 0 8 法科大学院以外の専門職大学院に係る評価については、検討が行われているのか。

---

- A 法科大学院以外の専門職大学院の評価については、今後、専門職大学院の設置状況やその第三者評価の状況等を踏まえつつ、適宜検討を行う予定です。

---

### Q 1 0 9 評価の検証はいつ行われるのか。（評価の検証をもとに、新たに評価システムの構築を行うのが通常と思われる。）

---

- A 認証評価に関しましては、今後、実施していく中で、常に検証を行いながら、よりよい評価システムの構築に向けた改善を行っていく予定です。なお、平成 12 年度着手分から平成 14 年度着手分までの試行的評価に関しては、外部の有識者等からなる検証委員会を設け、検討を行いました。検証の内容及び検証の結果は、「検証報告書」としてウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp/>）で公開しています。